論点④　在宅復帰・在宅療養支援等指標の見直し

論点④

■ 介護老人保健施設では、在宅復帰・在宅療養支援等指標に基づき、在宅復帰・在宅療養支援機能を評価している。

■ 診療報酬においては、介護保険施設への退院が在宅復帰として評価されている一方、介護老人保健施設の在宅復帰率においては、他の介護保険施設への退所は在宅復帰に含まれていない。

■ また、介護老人保健施設に期待される機能として、看取りへの対応が求められているところ、ターミナルケア加算の算定状況等では施設類型別に差がある一方で、在宅復帰・在宅療養支援等指標における利用者像に関しては、要介護度、喀痰吸引、経管栄養に関する指標が設定されているものの、施設類型別の差がほとんどない。

■ 経管栄養を実施している入所者について、入所者に対する割合が最も高い入所日からの経過期間は、介護老人保健施設及び介護医療院のいずれも「６か月超」であり、その割合はそれぞれ3.3％及び27.6％、そのうち栄養管理方法別では、胃ろうがそれぞれ2.6％及び11.6％、経鼻経管栄養がそれぞれ0.7％及び16.0％であった。

⇒　経管栄養の実施割合に関しては、介護医療院において説明及び議論を実施予定

■ また、施設からの入院（医療機関への退所）比率が低いほど、在宅復帰率が高くなる傾向がある。

■ さらに、感染症の流行に伴い入退所を停止した期間については、臨時的な取扱いとして、新型コロナウイルス感染症に限り、在宅復帰率の計算から除外する取扱いが設けられている。

■ 介護老人保健施設の在宅復帰・在宅療養支援機能を適切に評価する観点から、在宅復帰・在宅療養支援等指標の在り方についてどのように考えるか。

対応案

■ 診療報酬との整合性及び利用者の自然な移行先であることを踏まえ、特別養護老人ホームへの退所を在宅復帰率の対象に含める等の在宅復帰・在宅療養支援等指標における在宅復帰率の算出方法について必要な見直しを行うこととしてはどうか。

■ 介護老人保健施設に期待される機能を適切に評価する観点から、利用者像に関する指標である、要介護４・５及び経管栄養に係る指標については、看取りへの対応や、施設からの入院（医療機関への退所）比率に関する指標に整理する等、在宅復帰・在宅療養支援機能の評価に関して、必要な見直しを行うこととしてはどうか。

■ 感染症流行時の実態を踏まえ、新型コロナウイルス感染症及びインフルエンザにより入退所を停止した期間について、在宅復帰率の計算から除外する取扱いを制度上明確化することとしてはどうか。

出典：厚生労働省 第273回社会保障審議会介護給付費分科会 資料2「介護老人保健施設」 p.43 より抜粋

評価項目のうち、在宅復帰率及びベッド回転率の計算方法について

＜在宅復帰率の計算式＞

a　施設基準第十四号イ⑴㈧Ａの基準における居宅とは、病院、診療所及び介護保険施設を除くものである。また、この基準において、算定日が属する月の前六月間における退所者のうち、居宅において介護を受けることとなった者の占める割合については、以下の式により計算すること。

⑻　ⅰに掲げる数÷（ⅱに掲げる数－ⅲに掲げる数）

ⅰ　算定日が属する月の前六月間における居宅への退所者で、当該施設における入所期間が一月間を超えていた者の延数

ⅱ　算定日が属する月の前六月間における退所者の延数

ⅲ　算定日が属する月の前六月間における死亡した者の総数

⑹　⑻において、当該施設を退所後、直ちに病院又は診療所に入院し、一週間以内に退院した後、直ちに再度当該施設に入所した者については、当該入院期間は入所期間とみなすこととする。

⑽　退所後直ちに短期入所生活介護又は短期入所療養介護若しくは小規模多機能型居宅介護の宿泊サービス等を利用する者は居宅への退所者に含まない。

⑾　⑻の分母（ⅱに掲げる数－ⅲに掲げる数）が零の場合、算定日が属する月の前六月間における退所者のうち、居宅において介護を受けることとなった者の占める割合は零とする。

＜ベッド回転率の計算式＞

b　施設基準第十四号イ⑴㈧Ｂの基準における、三〇・四を当該施設の入所者の平均在所日数で除して得た数については、短期入所療養介護の利用者を含まないものとする。また、平均在所日数については、直近三月間の数値を用いて、以下の式により計算すること。

⑻　ⅰに掲げる数÷ⅱに掲げる数

ⅰ　当該施設における直近三月間の延入所者数

ⅱ　（当該施設における当該三月間の新規入所者の延数＋当該施設における当該三月間の新規退所者数）÷２

⑹　⑻において入所者とは、毎日二十四時現在当該施設に入所中の者をいい、この他に、当該施設に入所してその日のうちに退所又は死亡した者を含むものである。

⑽　⑻において新規入所者数とは、当該三月間に新たに当該施設に入所した者（以下「新規入所者」という。）の数をいう。当該三月以前から当該施設に入所していた者は、新規入所者数には算入しない。また、当該施設を退所後、当該施設に再入所した者は、新規入所者として取り扱うが、当該施設を退所後、直ちに病院又は診療所に入院し、一週間以内に退院した後、直ちに再度当該施設に入所した者については、新規入所者数には算入しない。

⑾　⑻において新規退所者数とは、当該三月間に当該施設から退所した者の数をいう。当該施設において死亡した者及び医療機関へ退所した者は、新規退所者に含むものである。ただし、当該施設を退所後、直ちに病院又は診療所に入院し、一週間以内に退院した後、直ちに再度当該施設に入所した者については、新規退所者数には算入しない。

【出典】指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービスおよび特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（老企第40号）

出典：厚生労働省 第273回社会保障審議会介護給付費分科会 資料2「介護老人保健施設」 p.34 より抜粋